

## 別表

事業区分	事業細目	補助の対象	対象となる経費	補助率
文化財保存 整備事業	建造物 美術工芸品 修理防災	所有者・管理責任 者・管理団体 その他教育委員会 が認める者	修理工事、防災工事、その他工事経費、設計料及び監理料、工事報告書印刷経費、事務経費	国庫補助事業及び県費補助事業の場合は、補助対象経費から国庫補助額・県費補助額を控除した額の2分の1以内の額。ただし、予算の範囲内。 その他の場合は、補助対象経費の2分の1以内の額。ただし、予算の範囲内。
	史跡等防災施設		防災設備等工事経費、病虫害防除等工事経費、設計料及び監理料、事務経費	
	天然記念物 保護増殖		給餌・施肥等経費、保護増殖施設工事経費、保護増殖機器等購入経費、害虫駆除経費、調査経費、事務経費、治療費	
	有形民俗文化財 修理防災		修理工事及び付帯工事経費、防災設備等工事経費、設計料及び監理料、報告書印刷経費（特に必要と認める場合に限る）、事務経費	
	美術工芸品・民俗文化財保存活用整備		建設工事費、防災施設工事費、その他工事費、展示等活用経費、設計料及び監理料、遺跡調査経費、事務経費、周知経費	
	登録文化財 建造物修理		設計料及び監理料、事務経費	
無形民俗文化財 等助成事業	無形文化財 伝承事業	保持者・保持団体 その他教育委員会 が認める者	記録作成経費、記録等公開経費、伝承養成経費、研修発表会経費（芸能に限る）、資料収集整理経費、品質管理経費（工芸技術に限る）、事務経費、周知経費	
	無形民俗文化財 地域伝承活動		資料作成・周知経費、伝承教室・講習会経費、伝承者養成経費、現地公開経費、発表会経費、事務経費	
	無形民俗文化財 記録作成		記録作成経費、保存・公開経費、報告書印刷経費、事務経費	
	無形民俗文化財 用具修理		指定文化財に係る用具・器具の修理・購入経費	
文化財管理事業	有形文化財 有形民俗文化財 記念物管理	所有者・管理責任 者・管理団体 その他教育委員会 が認める者	見回り看視経費、除草・清掃・施肥等経費、周知経費	
補助対象となる経費は、例示した経費のほか、教育委員会が特に認める経費を含む。				